

第二十四回国参議院文教委員会會議録第三号

昭和三十一年二月十四日(火曜日)午後一時五十一分開会

委員の異動

三月九日委員田中啓一君辞任につき、その補欠として堀木謙三君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 飯島連次郎君

理事 有馬 英二君
川口爲之助君
湯山 勇君

委員

堀木 亨弘君
中川 幸平君
松原 一彦君
三木與吉郎君
吉田 萬次君
村尾 重雄君
加賀山之雄君
竹下 豊次君

國務大臣

清瀬 一郎君

政府委員

松本 瀧藏君

内閣官房副長官

本田 弘人君

日本学術会議 議事局長

竹尾 式君

文部政務次官

緒方 信一君

文部省初等中等教育局長

稲田 清助君

文部省大学学術局長

小林 行雄君

文部省管理局長

工樂 英司君

常任委員 会専門員

本日の會議に付した案件
○日本学術會議法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○就学困難な児童のための教科用図書給与に対する国の補助に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○教育、文化及び学術に関する調査の件(昭和三十一年度文教予算に関する件)

○委員長(飯島連次郎君) ただいまから文教委員会を開会いたします。まず、日本学術會議法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から提案理由の説明を求めます。

○政府委員(松本瀧藏君) ただいま議題となりました日本学術會議法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明いたします。

この法律案、日本学術會議法の第二章及び第四章、すなわち日本学術會議の職務及び権限に関する規定と委員の選挙に関する規定の一部を改正しようとするのが主眼でありまして、その他若干の規定の整備をしようとするものであります。

まず日本学術會議の職務及び権限に関する規定の一部改正であります。日本学術會議は、その設立の目的及びその職務として、科学に関する研究の連絡をはかり、その能率を向上させるために、国際学術団体に加入してきておりますが、この加入に関しましては、現行の日本学術會議法に明文の規定がなく、日本学術會議の前身である

学術研究會議及び日本学士院が当時の規定によつて、文部大臣の認可を受け、学術上の国際団体の会員となつていたものを、それらの廃止の際、日本学術會議法第三十一条の規定によつて繼承した趣旨と、同法第二条及び第三条第二号の規定の解釈による運用によつて加入してきていたのであります。

最近国際学術交流の促進はことに著しく、将来ますます国際学術団体への加入の必要が痛感されますので、この際これに関する明文の規定を設けて、日本学術會議の職務達成に遺憾のないようになつてほしいと存じまして、第六条の次に第六条の二として、日本学術會議は学術に関する国際団体に加入することができると及びその加入する場合において政府が新たに義務を負担することとなる場合においては、あらかじめ内閣総理大臣の承認を経ることの規定を明文化した次第であります。

次に、委員の選挙に関する規定の一部改正であります。日本学術會議の委員は、わが国の一定の資格を有する科学者の互選によつて就任するものであります。その選挙は、日本学術會議法に基く日本学術會議員選挙規則の定めるところによつて実施されておりますが、この選挙において、選挙規則の規定に違反する行為をした場合における制裁に関しては規定されておりましたので、このたび、第十七条の次に、第十七条の二として、委員の選挙権及び被選挙権を有する者が選挙規則の規定に違反する行為をした場合には、同規則の定めるところによつて選挙権及び被選挙権を停止され、または当選が無効とされる旨の規定を新たに設けることとしたのであります。

これとともに、この選挙権の行使については現行法に、一定の資格を有する科学者が登録された者のみに限る旨の明文の規定がありますが、被選挙権については明文の規定を欠いておりましたので、被選挙権者は、必ずしも登録されている者のみには限らないかのように解釈されるおそれがありますので、被選挙権についても、登録された者のみが有するものである旨、第十八条の規定を改正して明文の規定を設けることとした次第であります。

なお、これに伴う他の条文の改正と、その他若干整備を要する規定の改正を加えました。

以上がこの法律案の提案の理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同下さるようお願い申し上げます。

○委員長(飯島連次郎君) 本件に関する質疑は後に譲ります。

○委員長(飯島連次郎君) 次に、就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律案を議題にいたします。

まず政府から提案理由の説明を求めます。

○國務大臣(清瀬一郎君) このたび政府から提出いたしました就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律案を議題にいたします。

この法律案は、就学困難な児童のための教科用図書の給与に関する法律案を議題にいたします。まず政府から提案理由の説明を求めます。

童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

現在小学校への就学率はほぼ百パーセントに近い状態にあります。が、実際の就学状況を見ますと、学校には在籍してはいるが、保護者の経済的困窮により、就学に必要な教科用図書の購入にたえないため、学校に通学できないとか、あるいはまたこれについてPTA等の私的な援助を受けながら通学しているという児童が少くありません。

このように困窮家庭の児童に対しては、その貧困度に応じて、生活保護法による教育扶助の制度を通じて必要な経費を給与してあげますが、なおこれによつても就学上困難のある児童が残されているという実情であります。特に教科用図書の購入は、それが特定の時期にまとまった額の費用を要します関係から、困窮家庭におきましては相当の負担になっておるのであります。そもそも法令は、保護者に対してその保護する児童を小学校に就学させる義務を課しておるのでありますから、以上のように就学困難な事情にある児童に対しましては、義務教育の円滑な実施をはかるため、何らかの救済策を講ずる必要があるでございます。

学校教育法が経済的理由によつて、就学困難と認められる年齢児童の保護者に対して、市町村が必要な援助を与えなければならないと規定しております。

この法律案は、就学困難な児童のための教科用図書の給与に関する法律案を議題にいたします。まず政府から提案理由の説明を求めます。

もこの趣旨にほかならないと思つてありまして、この際にも、市町村が教科用図書またはその購入費を就学困難な児童に給与いたしました場合は、予算の範囲内で、これに要する経費を市町村に補助することとしたのであります。もとより、就学困難な子女に対する教科用図書の給与に対する補助は、小学校に限らず、中学校にも及ぼすべきものと考へるのであります。さしあたりこれを小学校だけに限定して国の補助制度を発足させようとするものであります。

この法律案は、以上の趣旨によりまして、国の補助の範囲、基準等について必要な事項を規定し、また付則におきましては、現在施行停止になつております「新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律」を廃止する等、所要の経過措置を規定しております。

以上、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概略を御説明申し上げました。何とぞ十分御審議の上、御賛成下さるようお願い申し上げます。

○委員長(飯島連次郎君) 本件に対する質疑は後に譲ります。

○委員長(飯島連次郎君) 次に、教育文化及び学術に関する調査を議題といたします。

前回の委員会において説明を受けた昭和三十一年度文教科算について質疑のある方は順次御発言をいただきます。

○湯山勇君 私は、まず義務教育費の国庫負担制度の実施の予算につきましてお尋ねしたいと思つております。これは政務次官が非常にお詳しいので、政務次官にまずお尋ねしたいと思つて

でございますが、文部省の方で示した下された予算については、自治庁との連絡調整は十分おつきになつていらっしゃるかどうか、まずその点からお伺いしたいと思つております。

○政府委員(竹尾式君) この予算につきましては、予算の審議の際にいろいろ折衝をいたしましたけれども、自治庁との間の調整はできています。こう考へております。

○湯山勇君 これは事務当局の方に尋ねるのがあつたらしく思つて、政務次官は、今おつちやつたように自治庁との調整はできています。御発言になつていらっしゃるのですが、具体的に定数とあるいは単価、あるいは昇給昇格財源とか、そういうものについて自治庁と完全に一致しているかどうか、もし資料があれば、その数字をあげて御説明いただきたいと思つております。

○政府委員(緒方信一君) ただいま私ここに自治庁の地方財政計画の案を持つて参つておりませんので、資料について申し上げることは困難でありますけれども、地方財政計画の中に織り込みまして、基礎といたしまして、文部省であつておきますこの国庫負担金の算定通りになつておるように承知いたしております。

○湯山勇君 これは適當な……、この次に、自治庁側では単価をどれだけに見ておられる——給与単価をどれだけに見ておられる、それから昇給昇格財源をどれだけに見ているというふうな資料を、この次でつけようと思つております。そこで文部省の方からいただいた資料によりまして、いろいろな点が、政令県、それから一般県というように区

別してありますが、政令県と一般県と給与の単価が違ふというふうなことにについては、私はある程度了解できる面もありますけれども、定数の算定の基準が、政令県と非政令県で区別があるのかないのか。私は文部省の定数の算定では、政令県、非政令県で区別があるやに聞いているのですが、真相はどうなのか、御説明願いたいと思つております。

○政府委員(緒方信一君) 政令県につきましてはこれは算定方式がきまつております。政令できまつておりますから、その算定方式によつて定数を出しております。一般県につきましては、これは御承知のように実績負担でございます。まあ政令と別の取扱いをいたしておるわけでございます。予算の人員の算定の基礎といたしましては従つて違つております。

○湯山勇君 どういうふうに違つておるか、一つよくわかるように、その理由もあわせて一つ……。

○政府委員(緒方信一君) 政令県につきましては、ただいま申し上げましたように、政令百六号で人員の算定方式がきまつておりました。その方式によつて出しております。つまり学級数に對しまして、小学校におきましては十二分の十三、中学校におきましては九分の十三、これが一つの基礎になります。それに対しては、学校数を加えます。これに校長の数を加えます。その総和に対して一・〇三をかけたもの、つまり三割をそれに對してさらに加えたものをもつて人員をはき出してあります。これが政令で定められております算定方式であります。

それから一般県につきましては、三

十一年度の予算といたしましては、児童生徒の増加に對しては、対応いたします。それ従来三十二年の実績に加えたもので人員を出しております。これは御承知の通り政令県以外の県に對しましては、国庫が実支出の二分の一を負担いたしておりますので、なるべく実績に近いような数をつかみたい、こういうことを出したわけ、昨年の三十年の実績に加えて、来年度増加すべき数を算定いたしております。来年度増加すべき数の算定につきましては、その学級数に對しまして、小学校も中学校も一人の教員を増す、こういうことで算出したのであります。これは政令県と一般県と違つておきます。政令県は政令方式で、これ以上は国庫が負担しないという最高限度をきめておるのでございますが、こういう一般的な……、本政令に適當な方式をきめておるわけでございますけれども、一般県につきましては、これは一応の見込みは個々に立てて、そうしてもし実績がこれから上回る、あるいは下回るといふことになれば、それで調整するといふのがこの法律の建前でございます。それから、その違つた方式で算出をしたといふことであります。

○湯山勇君 そういたしますと、今年度の増加する児童生徒に對する教員定数の配置です。それも政令県では今の方式によつて、一学級が小学校で十二分の十三、それから中学は九分の十三と算定してあるし、非政令県については、いずれも一学級に對して一人ずつと、こういう算定になつておるわけでございますか。

○政府委員(緒方信一君) 政令県に對しましては、ただいま申しました方式によつてやるわけでございます。これは実際の学級の増加数をやはり推定いたしました。その総学級といふものを見まして、それに應じて今の算定方式をかけた出ず、こういうことでございます。

○湯山勇君 そうすると、現在予算に盛られておる面だけから見れば、政令県と非政令県とは、増加する児童生徒に對する教員配置の比率が違つていふことになると思つて、その予算の面からだけ言へば、そういうことになりませんか。

○政府委員(緒方信一君) 政令県に對しましては、ただいま申しました方式によつてやるわけでございます。これは実際の学級の増加数をやはり推定いたしました。その総学級といふものを見まして、それに應じて今の算定方式をかけた出ず、こういうことでございます。

○湯山勇君 そうすると、現在予算に盛られておる面だけから見れば、政令県と非政令県とは、増加する児童生徒に對する教員配置の比率が違つていふことになると思つて、その予算の面からだけ言へば、そういうことになりませんか。

○湯山勇君 私は、そのことはよくわかつておるのですが、今年度、つまり来年度増加する児童生徒、これは政令県ではどれだけか、非政令県ではどれだけか、局長もよくおわかりだと思つております。そこで、従来の実績はそれは別として、一応別々にして、新たにふえる児童生徒に對する教員配置の面、政令県の方が非政令県よりも有利になつておるか、あるいは逆にいふか、そういうことを今お尋ねしてあるわけでございます。

○政府委員(緒方信一君) そういふ意味において申しますと、政令県は十二分の十三、九分の十三に対して、一般県は学級増に対して一人、こういふことになります。

○湯山勇君 そうすると結論的に言え、政令県の方が、小学校においては十二分の一、それから中学校においてはなんぼになりますか、ちよつと計算するひまがありませんけれども、とにかくそれだけ有利になっている、こういふことになりませんか。

○政府委員(緒方信一君) これは増加分だけをとって比較するということには非常にちよつと意味がどういふことになるか、一般県の方につきましては、従来の実績の上に加えますので、それを平均したものが全体の平均の半級当りの教員数ということになりますので、増加の算定だけは今おっしゃったようになります。しかし全体について申しますと、さほど変りはないのじゃないかと思ひます。

○湯山勇君 非常にわかりにくい御説明のように私は受け取るのですが、そこでそれはそういうことにしたとして、お尋ねしたいのは、政令県では今のお話のように小学校と中学校とは比率があります。一方は十二分の十三、一方は九分の十三といふふうにかつちと差がついておられます。にもかかわらず、非政令県だけは増加した分についてどちらか一方といふことは、私はどうも納得がゆかないのですが、その理由は予算上の理由か、あるいは教育的な見地からこれだといふことになったのか、その辺の事情を御説明いただきたいと思います。

○政府委員(緒方信一君) 小、中学校

同じく一名、一名ということにいたしましたのでありますが、これは御承知のように昨年の実績から見ても、なるべく実績負担の割合もございまして、実績をとってやっておるわけでございます。それからもう一つは、中学校におきましては、来年度は児童数が十一万でございまして、これは減るわけでございます。そういう関係もございまして、若干何と申しますか、最近の地方財政の状況もございまして、また再来年度に減つてゆくと

いふ実情もございまして、一学級に一人という予算を見れば、大体それでまかないがつかうのではないかと、こういふ見通しもございまして、中学校について一人というのを見ただけでございます。

○湯山勇君 そこで最初に次官にお尋ねした点に返るのでございましてけれども、もしも文部省の方で、今お話のように教育の立場から見ると、中学校の方がたくさん要するということがよくおわかりです。それから、そういう文部省の方で案を立てていって、それに合うように地方財政計画ができておれば、本年こういう結果が生れるような実績は過去において出てこなかったと思ひます。にもかかわらず、昨年あるいは一昨年あたりから率をだんだん下げて参りますし、いろいろその問題に操作が参りますし、今お話のように地方財政の窮乏といつたような事情があつて今日になっておるのであつて、もしも真に教育的に考えたならば、私はやはり当然中学校の方は文部省がお考えになつておるうちに、小学校よりも率を多くすべきでないかといふように思ひます。点が一点、いま一度は来年度はふえるけれども、再来年度減るといふことを今日考慮して、中学と小学校を同じにした、こういう御説明は、これは私は文部省の御意見とは受け取れません。と申しますのは、教員の配置が少ければ、それだけ教育効果に影響があるということ、これは当然でございます。そこで再来年度児童生徒が減るからという理由のもとに本年の全国の中学校の子供たちの、あるいは来年の子供たちにその犠牲をしいるというふうなことをいふに、私はどうも文部省のやり方としては納得できないわけですが、これらの点についてはどうお考えでしようか。場合によつたら次官の方からお答えいただく方が、あとの方の点は私はいいじゃないかと思ひますので、お願いいたしますと思ひます。

○政府委員(竹尾式君) お話よくわかつておられますが、これは何と申し上げまして地方財政計画にも非常な影響を及ぼすこととございまして、文部省としては当然やらなくちやならぬ、やりたいというふうな点も、地方財政計画の全般を見通したしましてやらなければならぬ場合も当然起つてくると思ひます。そこで湯山委員さんのお話でございます。これは中学の方に、当然多く配置すべきではございましてけれども、諸般の事情も勘案いたしまして、ただいま局長が申述べられたような結論に到達しておるというふうな解釈をいたしておきます。

○湯山勇君 そこで私はこの際お尋ねいたしたいのは、なるほど地方財政が逼迫しておるといふ事実は私もよくよく存じておりますけれども、こういう義務教育の教員配置というふうなものと、そうしてもつと他にも調整の余地のある地方財政というふうなものの優位性どちらが優先するかという問題については、これは次官はどのようにお考えでございませうか。

○政府委員(竹尾式君) まことに、ごもつともお尋ねでございまして、私もいたしましては、教育、特に初等、中等教育の振興のために、教員の配置等々には優先を認めていただいて進みたいという考えは十分持つておるのでございまして、これは湯山委員さんのお言葉にもございまして、やはり国の財政全体を見通してやらなくちやならぬという立場におきまして、私どもの意見がまあ意見通りに通らな

い場合もあるということを一つ御了承願ひたいと思ひます。

○湯山勇君 なおこの問題については最後に次官にお尋ねいたしたのでございまして、と申しますのは、次官が特にこの点についてはよく御承知でございまして、将来、現在のこの制度でございまして、地方財政がこのよう

な情勢にあるものでは、この制度自体の運営も、今次官も幾らかお触れになつたように、非常に困難な面が出てくるのではないかと存じます。従つて、この制度全般についての再検討、あるいは改訂というふうなことを次官はお考えになつていらっしゃるかどうか、その点をお伺ひいたしたいと思ひます。

○政府委員(竹尾式君) この義務教育費半額国庫負担法の通過の際に、私どもは及ばずながら非常に頭をたたきまして、まあいろいろ大蔵当局とも折衝

いたしまして、まあ私どもの意見通りには通らなかつたので、そこであいつり制限規定の制限が出たというふうな経過を考へますときに、この制度につきましては、私は将来当然これは直していかなくちやならぬという強い一私はまあこれは次官として申しませうか、文教関係に携はる者といつたしまして、個人的には非常に強い考えを持つております。近き将来に何らかの方法でこの制度の完全実施ができるように一つ努力をいたしたいと、こう考えております。

○湯山勇君 重ねて今の点についてでございますが、次官としてはどういふ点という具体的な点をお持ちでございませうか、それはいかがでしようか。

○政府委員(竹尾式君) 私個人としては非常に強い意見を持つておるのでございまして、ただ、ここで私が政府の一員としてそれを申し上げることは、果して妥当であるかどうかということ

を考へておりますので、まあ非常に強い考えを持つておる、そして皆さん

の御期待に沿ひ得るような考えを持つておるということ一つ御了承をお願ひいたしたいと思つております。

○湯山勇君 それから次に局長に今の点お尋ねいたしたいのですが、局長は非政令県は実績主義だから、実績が上回れば政府としては負担するということを再度おっしゃつたわけですが、今日の地方財政の状態で、果してその実績が今文部省がお考えになつておるの

を上回るといふようなことが予想できるかどうか、あるいは予想していらっしゃるかどうか、その点いかがでしようか。

○湯山勇君 それから次に局長に今の点お尋ねいたしたいのですが、局長は非政令県は実績主義だから、実績が上回れば政府としては負担するということを再度おっしゃつたわけですが、今日の地方財政の状態で、果してその実績が今文部省がお考えになつておるの

を上回るといふようなことが予想できるかどうか、あるいは予想していらっしゃるかどうか、その点いかがでしようか。

○政府委員(緒方信一君) これは地方財政の実情からいたしまして、教員数を一学級一人以上ふやすということは非常にむずかしいという事は事実考へられます。しかしながら、私先ほど申しましたのは、法律の建前といたしましては、実績負担でございますから、事実そうなた場合には当然国庫が負担するわけでございますけれども、しかし一応の見積りとしては、増加学級一人でいんじゃないか、かような見通しを立てておるわけでございます。

○湯山勇君 それは大へんな間違いで、一学級一人でいいという理論は文部省の今までの説明のどこからも出て参りません。そこで法の建前はなるほど実績負担ですから、一学級に三人置こうが四人置こうが、お持ちにはならなければならぬのですけれども、それはただ話だけのことであつて、実際はそういう事態は出て参りません。だから文部省がお考へになつておるようなそういう教育の場を作り、教育形態を作り出すためには、この義務教育国庫負担の予算をそれに合うようにお組みになるし、それに合した地方財政計画がでない限り、局長のお考へになつておるような事態は出てこないわけですから、この点についてはなお一つ私は十分御検討をわすらわれないと思ひます。で、まあ義務教育国庫負担については私はこれで一応質問を終ります。

続いてお尋ねいたしたいのは、説明書の二番目の義務教育教科書無償給与の予算でございます。これは今新らしい法案の御提案もございまして、大臣の御説明もありましたが、政令の準備

はもうおできになつておられるでしょうか。○政府委員(緒方信一君) 政令を成案するまでには至つておりませんが、一応考へ方としましては考へておりません。

○湯山勇君 この教科書はやはり新学期発足に間に合うように出してやらなければ、学年が始まつてから、ほかの子供は買つておるし、まあ該当するかわからないので、買わないで待つておるといふやうな事になつたのでは、これは精神的に非常に問題だと思ひますから、できるだけ早い機会に政令の案もお示しいただいて、法律の審議とあわせて、それらも検討できるようにしていただきたいと思ひます。そこで二十一万という数です。前に御説明にありましたことは、大体どういふ根拠に基いて出されたものでしょうか。

○政府委員(緒方信一君) これは法律の建前といたしまして、ここに掲げてあります先ほどごらんになつたかと存じますけれども、生活保護法の規定いたしまする要保護者であつて、これは教育扶助を受けてないもの、一口に申しますと、それとさらに要保護者に準ずる程度に困窮しているもの、これを対象といたすわけでございますけれども、予算の範囲内によつて、これを市町村に対して補助をする、こういう制度に考へておるわけでございます。

そこで二十一万というのは、小学校でございますので、これは大体平均いたしました全教科書を支給するといつたしまして、平均一人当たり六百円でございます、単価。それからまあ逆算……、予算額一億三千万でございますので、

その率からいたしまして二十一万という数字に相なつたわけでございます。○湯山勇君 この問題はまた法律を審議するときに詳しくお尋ねいたしたいと思ひます。それから次の特殊教育につきましてはいろいろお尋ねいたしたいことがあつたのですけれども、この中に精神薄弱児ですね、それに対する何といふか、特殊学級とか、そういうものがあると思ひます。これは義務教育ということになつていないので、これに対する教員は別途ということになつておるわけでございます。

○政府委員(緒方信一君) 今のお尋ねは特殊学級と思ひますが、特殊学級につきましては、これは中学校の教員でございます。義務教育国庫負担の方の対象になりますので……。

○湯山勇君 そういう精神薄弱児を集めた施設ですね、これでやはり学校のような形態でやつておるのがあるが、現在、そういうのはやはり学級がそうであれば、それと同じような施設も同じような扱いはできないものでしょうか。

○政府委員(緒方信一君) おそらくお尋ねの御趣旨は養護学校の問題だろうと思ひますが、養護学校はお説の通り義務制になつておりませんので、これは義務教育費からは負担をしていないのが実情であります。ただまあ実情といたしまして、公立の養護学校といふものはたしか一枚だと思ひますが、非常にわずかでございまして、○湯山勇君 そういふのはごくわずかですから、逆にわずかだけ残しておつても差しつかえないという局長の御答

弁ですけれども、裏返しにして、わずかだから一つ対象にするということは考へられませんか。○政府委員(緒方信一君) わずかだからほうっておくということも申し上げたいと思ひます。

○湯山勇君 次に、本年特に御実施に際する御説明のあつた高校の生徒に対する教科書の補助、これが初中は二分の一だけれども、高等部の方は三分の一補助だといふ御説明がありました。が、これはむしろ高等部の方の教科書が非常に高いので、この方も二分の一にする、額にしてもこれも大した額じゃありません、百万そこそこだと思ひますが、これはなぜお入れになつたのでしょうか。文部省としては入れない方が、つまり三分の一の方が適當だといふ御判断でしようか。

○政府委員(緒方信一君) この補助率の問題は、まあ概して申しまして、義務教育の関係は二分の一でございます。が、高等学校関係は大体三分の一が通例になつております。それからもう一つ……、おわかりだと思ひますけれども、補助は都道府県に對して補助をするわけでございます。本人に對しましては全額を支給する、こういうことでございます。その関係は義務制も高等学校に對しまして同じことでございます、本人に對しては。

○湯山勇君 従つてその都道府県に對する補助を、先ほどお話のあつたように、とにかく地方財政が困り抜いておるわけですから、同じように二分の一にしてはいけないのでしようか。○政府委員(緒方信一君) 先ほど申

し上げましたように、義務制に對しては二分の一の補助を通過といつたしておりますが、高等学校の関係は、ほかの関係につきましても三分の一が大體通常のようでございます。それに合せましていろいろ補助率をきめたわけでございます。これは国庫と地方との負担区分の問題でございますけれども、やはり高等学校の設置義務は都道府県が負つておるわけでございます。この点の負担を都道府県でやつてもらうことはそれでいいのじゃないかと、かように考へております。

○湯山勇君 それからもう一つ立ち入つてお尋ねしたいのは、今の補助対象にあんまさんとか、あるいは何といふのですか、ああいう医療科の方が入つてないことを聞きまして、それが、それはどうなんですか。

○政府委員(緒方信一君) このたびの盲学校の高等部の生徒に對する補助といふものは、教科書の無償の施策のための補助でございます。その教科書に關する限りにおきましては、盲学生生徒であれば本科も別科も含めてやつております。理療科の問題はちよつとこれに含まれておりません。

○湯山勇君 盲学校では理療科というのは普通の高等学校の職業科のような性格のものだと思ひますが、他の職業科の教科書といふものは使ひませんし、結局理療科が将来の生活補導の基礎になるのですから、これは当然入つていいのじゃないかと思ひます。○政府委員(緒方信一君) その意味でありますならば、盲学校の高等部の教科書を対象にいたしておりますから、入るかと思ひます。

で、一応その学童服用の綿花三百ワドル分を全部学校給食用に振りかゝるといふことにいたしましたわけでございます。

その結果、大体本年度におきましては、給食用の物資の予定数量でございますが、小麦が十八万五千トン、それからこの十八万五千トンのうち贈与は十万トンでございます。そして輸入が八万五千トン、それからミルクにつきましては、総体の数字が一万九千五百トンでございます。そのうちアメリカから贈与されるものが七千五百トン、輸入分が一万二千五百トン、国産の脱脂粉乳を五百トンということ、三十一年度の学校給食計画を立てておるわけでございます。これによりまして、大体給食の人員は小学校が六百三十八万、中学校が五十万、こういうような数字に一応なるわけでございます。

で、予算との関係でございますが、本年度からは中学校にもこの学校給食を希望する学校には普及したいという計画を立てておりますので、予算上学校給食用の施設、設備、前年度が五千万でございます。本年は一億五千万に増額をいたしております。これは中学校の方も希望する学校が出てくるであろうということ、予想してのことでございます。それとあわせて小学校の方にもさらに普及する。実際現在でも日々増加の傾向にありますので、小学校、中学校合せて一億五千万という計画でございます。

それからこの物の値段の關係でございますが、これは食管の方に給食費の小麦についての補助は載っておるわけでございますが、大体学校給食の現在予想しております父兄の負担は、現行

で申しますと一回分五円十銭、それからミルクが一円十銭、副食が八円五十銭、合計して十四円七十銭というのが現行の父兄の負担額でございますが、小麦につきましては約五十七錢程度安くなりまして十四円七十銭が十四円十三錢程度になる。パンをとりますと五十九錢程度になる。それからミルクにつきましては、一円十銭のものが一円四銭になる。それから副食は、これは大体据え置きでございますが、総体として五十七錢程度安くなる見込みで一応の計画を立てております。

それから予算上新たに加りましたのは、これは教科書の進歩児童と同じような趣旨でございますが、従来学校給食につきましても給食費の負担がでない、そのためにほかの学童の給食費を徴収しているといったような給食費の中に含めてその子供たちの給食費を徴収してございまして、本年度は、これはまあ私どもの数字から申せば必ずしも十分なものではございませんけれども、一応五千万円を確保いたしまして、本年度から給食上の進歩児童の施設も考えたい、こういうことになっておるのでございまして、まあ一応予算との關係は大体そういうところでございまして。

○湯山勇君　そこで非常にわかりにくいのは、三十年です、これは食管の方で約十七億ありました、それから贈与分が一千ワドル近くあったのじゃありませんか、小麦が、それらを合せますと、その贈与分だけで、予算に組んでおった十七億を上回るほどの額の贈与があったわけですから、そ

いうものと平均しますと、小麦の値段、パンの値段が何十錢ぐらいいしか下らないとか、そういうことはどうも私には納得がいけないし、さらにまた来年度と申しますか、現在の余剰農産物の受け入れでも相当額の贈与があるようでございます。そういうものを入れますと、私はひよつとするとこれは全部小麦はただになつてもいいのじゃないかというぐらいな計算が出るのじゃないかと思うのですが、一体今年度の食管ではどういふふうに予算を組んでおるか、それから贈与分をどういふ措置をしておるか、食管の中にどれだけ見込んで入れてあるか、そういうような点について局長の方ではどういふ御見当になつていらっしゃるのですか。

○政府委員(小林行雄君)　食管は御承知のように直接文部省の主管でございます。これはまあ御承知のように農林省の主管でございますが、私どもの知っている限りのことを申し上げますと、大体これは余剰と申しまして、日本に着きますまで全部ただで来るわけではございませんで、アメリカの岸渡してただ無償ということでございます。途中の輸送費あるいは陸揚げの経費、あるいは保管の経費というものはすべてこちら側で計算するわけでございます。従つて相当保管料、輸送料というものがかるわけでございます。ことに今後四年間、漸減いたしますけれども四年間だけ継続して輸送されてくるわけでございます。この輸送の計画がかなり込んで参りますので、相当保管料等も見込まなければならぬといふ実情のように承わっております。

○湯山勇君　この施設の補助にしてもわずかに一億円ふえたばかりです、それから進歩児童の給食にしても五千万だから、結局本年度ふえた分というのは一億五千万しかないわけなんです。ところが贈与分は昨年の贈与だけでも約一億五千万ドルですから、これは邦貨に換算すればずいぶん大きな額になります。もちろんその単価の計算の仕方が違ふといふことも聞いておりますけれども、それにしても二十億ある以上はそれ以上の贈与があったはずでございますが、そういうのに対してはわずかに一億五千万円ぐらいな予算増で、果してその他の部分でどこへ行ったか、その他の部分で五十錢ぐらゐ安くなったということですか、それではどうもそれほどばんが合わないうように思ふのですが、これはもう少し詳しい資料が何かございましたら、これも別途法律の出ることだと思ひますから、それまでに資料を整えていただかせんでしようか、どれだけどうなつてどういふような……。

○政府委員(小林行雄君)　本年度は御承知のようにまだ細目協定と申しまして、いろいろ受け渡しの条件について、細目協定が妥結してはなかつた關係から、三十年度は贈与が現実に行われておりません。三十一年度から始まつて四年間継続するといふように大体話し合ひができておる実情でございます。

○委員(飯島連次郎君)　今の問題に關連して、資料を提出していただくときに、こういう点も明らかにしていただきたいと思ひます。それは昨年の予算と今の学校給食に關する本年度の予算を見ると、農林省所管の食糧庁の予算で合計二億あまり減つておるので、その二億のうち、特に食管特別会計の繰り入れが一億五千三百七十餘万円減つておりますが、これはどういふわけであつたのか、これはどういふわけであつたのか、国内産脱脂粉乳購入費補助で四千七百餘万円、これも昨年よりも減つておるわけですか。これはおそらく単価が下つたからという説明じゃないかと思ふのだけれども、ど

す。従つて三十年度に贈与があつて、その利益があつたといふことは実はないわけでございます。

それから約一千万ドルということでございますが、これはアメリカの市場価格で実は計算して、たとえば小麦なら小麦一トン幾らという市場価格で計算したものでございまして、實際從來、たとえばミルクにいたしましては、アメリカの市場価格で計算いたしますと一ポンド当り十六、七セントといふものを、日本には給食用として輸入する場合には特に二セントで向うが出してくるというふうな支持価格制度ができておるわけでございます。

現在のところ、支持価格制で輸入しているにかかわらず、市場価格で計算しておられますから、それほど大量なものには実はならないわけでございます。なお、私どもの方で農林省あるいは大蔵省と話し合ひまして、資料としてできるものは提出したいと思ひます。

○委員(飯島連次郎君)　今の問題に關連して、資料を提出していただくときに、こういう点も明らかにしていただきたいと思ひます。それは昨年の予算と今の学校給食に關する本年度の予算を見ると、農林省所管の食糧庁の予算で合計二億あまり減つておるので、その二億のうち、特に食管特別会計の繰り入れが一億五千三百七十餘万円減つておりますが、これはどういふわけであつたのか、これはどういふわけであつたのか、国内産脱脂粉乳購入費補助で四千七百餘万円、これも昨年よりも減つておるわけですか。これはおそらく単価が下つたからという説明

じゃないかと思ふのだけれども、ど

す。従つて三十年度に贈与があつて、その利益があつたといふことは実はないわけでございます。

それから約一千万ドルということでございますが、これはアメリカの市場価格で実は計算して、たとえば小麦なら小麦一トン幾らという市場価格で計算したものでございまして、實際從來、たとえばミルクにいたしましては、アメリカの市場価格で計算いたしますと一ポンド当り十六、七セントといふものを、日本には給食用として輸入する場合には特に二セントで向うが出してくるというふうな支持価格制度ができておるわけでございます。

現在のところ、支持価格制で輸入しているにかかわらず、市場価格で計算しておられますから、それほど大量なものには実はならないわけでございます。なお、私どもの方で農林省あるいは大蔵省と話し合ひまして、資料としてできるものは提出したいと思ひます。

らもこういふ点、学校給食の現状から見れば、文教当局としては後退のよう
に感ぜられて、こういふところを一体
どういふ理由で承認をされておるの
か、これらの点も実は明らかにしても
らいたいと思ひます。

○政府委員(小林行雄君) 初めの方の
食管の關係については農林省、大蔵省
とも話し合ひをいたさなければなりま
せんが、できれば直接大蔵省なり農林
省の方を呼んでお尋ねしていただく
一番よいと思ひます。

なお、国内産脱脂粉乳の金額が昨年
に比べてかなり減つておりますが、こ
れは実は昨年度と申しますか、三十年
度は、約二千トンと予想したのでござ
いますけれども、国内産の脱脂粉乳の
需給關係から、実際は三百トンしか購
入し得ない国内の需給状況なのでござ
います。それでそういつた現状から、
来年もかなりその点は減らして、数字
をこれは現実に合わせて、とも二千ト
ンは購入し得ないだろうという実際の
市場状況でございますので、減らした
わけでございます。

○湯山勇君 この学校給食の点につき
ましては、私はわからないところが非
常にたくさんございまして、次に資
料をいただいたときに、またお尋ねい
たすことにいたしました。次に、今度視
学官を六名増員する、従来二名であつた
のが八名になるといふふうにおつしや
いました。現在文部省には視学官は
何人おるのでございませうか。

○政府委員(緒方信一君) 初中局とい
たしまして二人でございます。

○湯山勇君 文部省全体では何名お
りますか。

○政府委員(緒方信一君) 初中局二
人、大学局四人、合計六人ございま
す。

○湯山勇君 これは予算書の間違いで
しょうか、この予算書を見ますと、視
学官が二十二名となつて居るのですけ
れども、三百四十五ページです。十三
級十四名、十二級八名。

○政府委員(緒方信一君) そのほか
に、その中には社会教育官も含んでお
りますので、今申し上げました数字よ
りも予算面ではふえております。

○湯山勇君 ちょっとわからないので
すが、視学官は何名ですか。ほんとう
の視学官といふのは。

○政府委員(緒方信一君) なはだ恐
縮であります。予算定員と実員とを
よく調べまして、あとで御報告をした
と思ひます。

○湯山勇君 この六名の視学官とい
うのは、どういふことをする予定でし
ょうか。

○政府委員(緒方信一君) 初中局にお
きますものは視学官でございます。し
て、初等中等教育におきます教育内
容の点につきまして仕事をいたすわけ
でございます。具体的に申しますと、
文部省で担当いたしました学習指
導要領の内容につきまして、ふだんに
研究をいたしまして、これらの改訂等
の必要な場合には改訂の仕事をする。
なおそれらの点におきまして、地方に
対しまして十分徹底しなければなら
ませんし、そういう仕事にも当ります。
教育内容の研究並びに地方に対しま
す指導、それら全般の事務に当るわけ
でございます。これは専門のそい
職員は相当でございますが、その上に視
学官といふものがございまして、その専
門職を総括いたします職務もあるの

でございませう。そういう初等中等教育
に對する教育の内容につきまして
のいろいろな仕事をいたします。
○湯山勇君 私が特別にお尋ねをいた
したいのは、現在は初中局に視学官が二
名でこと足りて居る。で、こういふこ
とは全面的に賛成して居るわけではあ
りませぬけれども、とにかく現在定員
増といふことは非常にやかましいとき
でございます。こういふときに、現在
二名のものを新たに六名ふやして、で
すから四倍になる。こういふ、率から
言へば、ずいぶん思い切つた視学官の
増員ですから、これについてはよほど
大きな重大な理由がなければ、これ
は、さきの僻地の発電機さへ抑えたり
するよきな大蔵省が、簡単に認めな
いだろうと思ひます。こう六名の増
員は、そこでこの六名の視学官を増員
しなければならぬといふ、その切実
性といふ点か、そいふものはいつ
たいどういふところにあつたのか、そ
ういふ点について、もう少し詳しく御
説明をいたしたいと思います。

○政府委員(緒方信一君) ただいま、
従来は初中局におきまして視学官二人
で事足りて居るといふお話でございま
すけれども、私どもとしましては事足
りていないと判断をいたしましたわけ
でございます。初等中等教育の内容につ
きましていろいろと検討しなければなら
ぬ問題が非常に多いと思ひます。御承
知のように、昨年度におきましては高
等学校の教育課程を全面的に検討いた
しまして改訂をいたしました。次には
やはり小学校、中学校も同じく改訂を
する必要がございませう。そのほか、
ちばん大正初等中等教育の、特に小
中学校義務教育でございませうけれど

も、この内容の刷新改訂といふこと
は、文部省特に初中局といたしまして
は、最も力を入れなければならぬ仕事で
あらうと思ひます。この面につ
きまして二人じゃどうしても事足りま
せんので、六名増員いたしました十分
にこれに力を尽していきたい、かよう
に考えております。また、さらに加え
まして、地方の教育、具体的に申しま
すと、教育委員会でありませうけれど
も、委員会との連絡と申しますか、委
員会に対する指導と申しますか、これ
らの面につきましても従来は事欠き
らいが非常に多かつたのじゃないかと
思ひます。従いまして、文部本省にお
きまして研究をし、いろいろその成果
を上げますと同時に、それらを地方の
教育に実質的に実現いたしますよ
うに指導をしていくという指導機構も高
めなければならぬ、かように考えてお
ります。これらの点を勘案いたしまして、
今お話しの通り、相当大きな増員が実
現したのでございませう。私どもとし
ても十分力を入れてこの仕事には努
力したいと考えております。

○湯山勇君 局長の御説明では、今ま
で事足りて居ると言つたけれども、足
りてなかつたんだ、従来だつて、とい
うお話でございませう。これはもしそ
うであれば、なぜ今までに増員ならな
かつたか。今度に限つて特に増員した
といふのは、今度に限つて増員する
要素がなければならなかつたと思ひま
す。その点はどうなんですか。

○政府委員(緒方信一君) 従来にお
きまして、これは私初中局長に就任し
ました当初より毎年予算の要求には繰
り返しておつたわけでございますが、
このたびは実現をみたといふことであ
ります。

○湯山勇君 それでは局長にお尋ねし
ますが、先般愛知県で学区制の問題が
ありましたときに、局長は、そいふ
ものの指導とかいふようなものは、あ
まりやるべきことじゃないといふよ
うなことをおつしやいました。もしこ
ういふふうな視学官ができれば、あ
いふ面についての指導も助言も遺憾な
くやれると、そいふふうにお考えでござ
いますか。

○政府委員(緒方信一君) その行政面
におきます指導も、これはそいふ
必要のある場合があると思ひますけれ
ども、私が先ほど申し上げました意味
は、教育の内容の面について申し上げ
たわけでございます。各教科の内容を
刷新し改善しただけではいけません
で、それが地方で十分実績をあげま
すよに地方に対して指導をする、これ
が必要だと思ひます。そのためには今
度、御質問にはございませぬけれど
も、あるいは学習指導要領の趣旨の徹
底の講習会をやるとか、あるいは研究
協議会をやるとか、あるいはまた生活
指導の面につきまして十分打ち合せが
できるよきなことをやる、そいふよ
うなことをほかの予算にも若干増額
いたしております。人の増加と同時に
あわせてその増額をいたしまして、
両々相待ちまして教育の内容の面の改
善刷新をいたしたい、これが主眼点
でございます。

○湯山勇君 このいたしたい説明書に
よれば、この生徒指導に要する経費、
こうなつております。生徒指導とい
うのはどういふことを視学官にする
のか、その点が今ではむしろ教員等に

対して、あるいは指導主事等に対して教科指導のまた指導をすると、こいうふうにとれるのですけれども、この説明書によれば「生徒指導等に要する経費」となっておりますので、直接生徒指導ということはどういうことをさしておられるのか。

○政府委員(緒方信一君) 生徒指導と申しますのは、あるいは生活指導とも称しておりますけれども、学校内外におります生徒の生活が適切に参りますように、言葉をかえて申しますと、いろいろな非行問題等がありますけれども、そういうことを防止し、適切な生活の指導をしていく、これがまあ一口に申しますとそういうことであります。生徒に対しては、これは教科活動とは申し上げられぬかもしれません。が、教科外活動といたしまして学校では力を入れておるわけでございまして、それに対してその仕事の効果をあげますために地方におきまして研究協議会等を催す、地方におきましてもそういうものを持ちたいと思っております。そこで地方の今おっしゃいました教育委員会の職員、指導主事や、あるいは学校の先生を集めまして生活指導に關します十分な打ち合せをし、あるいは文部省で考えております方針につきまして趣旨を徹底していきたい。これはまた視学官の職務内容にも入ること存じます。

○湯山勇君 明確にしておきたいと思っておりますが、最初局長の御説明は学習指導要領等教科指導のことを強調しておっしゃってました。今生徒指導のことはどうかということをお尋ね申し上げると、それは生徒指導もやるのだというふうな御説明であつたので、ど

うもその点はつきりいたしかねると思つております。そこでこの視学官の役目は、この説明にある通りに生徒指導が重点なのか、学習指導要領等の教科内容の指導、そういうことが重点なのか、どちらが主目的か、それはどういふふうになつておりますか。

○政府委員(緒方信一君) 実は「生徒指導等に要する経費」は今度初めて新規としてこれをとつたわけでございまして、そのほか先ほど申し上げましたような学習指導要領の改訂をいたしますとか、あるいはその趣旨を十分徹底しますとか、あるいはいろいろな講習会をやります等の費用は従来も経費があるものでございまして、その増額を若干いたしまして、これは視学官の仕事の内容をいたしましては両方ともその内容である、こゝろ申し上げなければならぬと思つて、生徒指導と申しまして、これは学校の教科活動の中にはちよつと入らぬかもしれません。が、学校の教育活動の一環として教科外活動としてこれは実施されております。これは教科の内容につきましてもこれは生活指導と申しまして生活を規律していろいろの指導はいたしますから、教科に伴つてもこれは行われることがあるかもしれませんけれども、一般的に申しますと教科外活動として学校で行われるのが実態でございまして、従いまして教科の指導ということに言つてしまつて若干はみ出すわけでございまして、しかし学校の教育活動の一面でございまして、それらの学校の教育活動の一面につきまして視学官は担当していき、こゝろ申し上げて差しつかえないと思つております。

○湯山勇君、まだちよつと明確になら

ないのですが、今局長の言われたようにとにかく新規に「生徒指導等に要する経費」としてこれだけの予算措置がなされて、視学官が若干名置かれたこと、他のものは従来からやつておつたことですから、そゝろすると、新たに増員された六名の視学官のおもな任務は、これはやはりこの予算書をもつてしてもわかるように生徒指導が重点である、生活指導が中心である。しかし生活指導というものは教科指導を離れてはあり得ないから、そういう面を通じての教科活動は行われるかもしれませんけれども、これが置かれた趣旨は、あくまでも学校生活の指導、生徒指導であつて、こゝろのことならわかります。しかしそゝろでなくて、どちらでもよいものを置く必要もないし、新規にやる必要もないと思つて、一つもちよつと明確にその点、私が言つたような解釈でいいかどうか。

○政府委員(緒方信一君) 前に説明してあります通りでございまして、このたび新しく生活指導の仕事として特に予算を取つて始めたということは、これは事実でございまして、しかし増員された視学官が生活指導の仕事だけをするということじゃございません。これは従来視学官が二名おりましたけれども、この二名の視学官が担当しておる仕事と同じ仕事を担当する、それと先ほど申すように教育内容についての研究並びにこれに附随する仕事でございまして。

○湯山勇君 大へんくだいようでございまして、従来通りであれば、こゝろであらためて生徒指導に要する経

費というものの説明をしなくていいわけでしょう。従来の視学官だつて校外生活の指導に觸れていって、生活指導もやつておつたわけですから、今の御説明によれば、新たにこゝろ項目を設けて説明をする必要はないわけでしょう、局長の言われる通りであつて。

○政府委員(緒方信一君) どうもはなはだ同じことをお答えして恐縮いたしますが、予算として、これは先ほどかから申すように、生徒指導の予算は今までなかつたのでございまして、それも視学官の活動の一つとしてここに関連させて、それはもちろん説明はなされておりますけれども、予算としてこれを新たに取つたといふことでございまして、そのほかの仕事はしなくてもいいかと申しますと、そゝろはございせん。視学官の任務は先ほど申す通りでありまして、ただ従来なかつた生活指導の地方に対する徹底、これは十分やつていきたいといふのが趣旨でございまして。

○湯山勇君 じゃまあその問題は一応それで終りました、次に理科教育振興ですが、これは理科教育振興法ができた当時の問題で、私立学校をなぞ対象にしないかといふ問題があつたと思つて、この間の御説明によれば、本年度はこれの中から一千万円を予算措置によつて私立学校の補助にしようといふことは趣旨としては私は大へんけっこうだと思つてすけれども、しかしこの数字を見ますと、昨年よりもすぶん減つております。その減つた中からさらに私立学校に回すといふことになれば、従来の公立学校に対する振興費の補助はまたうんと減ることになる

わけで、これははなはだどうもおもしろくないやうな感じがしますが、当然私立学校に回す分があれば、その分は増額した上で回すといふことならばいいと思つてもいい、こゝろいふやう方はどうも私はおもしろくないやうな感じがしますが、これはどうお考えでございましてか。

○政府委員(竹尾式君) この法律は、これは御承知のように議員立法でありました法律でございまして、この法律ができるときも非常に問題になりました、ぜひ私学を入れてくれといふことで非常に強い要望がありました、大蔵当局や、その当時の私どもの与党の方で政調会長などいふ反対はなされて、これはやむを得ず私学の方は除外せざるを得なかつた。その餘産業教育振興法の関係もございまして、やはり私学に対する補助でございまして、当然これはやるべきである、こゝろ考え方を私どもは今でも持つております。ただ、なるほどお説の通りには振興の予算が減りましたが、これはとくと御承知の通り、補助金の整理にひつかりまして減つたのでございまして、どうしてもこの私学だけ何とか入れて差し上げたい、こゝろ私どもも考へるものに、これもなかなか実は入りにくかつたのですけれども、最後の最後にぎりぎりになつて一千万だけ入つたわけでもございまして、いろいろ御不満の点もございまして、さういふ御不便をございまして、ちよつとその機会をとらえてやつたといふことになりまして、できるだけ理科教育振興の費用それ自体を特に上げなければならぬと思つて、こゝろいふ小さい金で

は、非常に趣旨としては私はまことにけつこうな法律だと思いますが、何しろ高等学校まで補助金を差し上げますから、各校とも非常に少い補助金になります。これこそできるだけ近き将来にもう少しできればたくさん増額をいたしまして、理科教育の振興をはかりたい。ただこの機会に減つたのはまことに残念でございますが、私どもの趣旨は今申し上げたような次第でございますので、何とぞ一つ御了承を願いたいと思っております。

○湯山勇君 今の次官の御説明は大へんよくわかりましたし、実情さもあるうと思われませんが、これは法制定当時の経緯から考えましても、一千万にして私立学校に補助を出すということになれば、当然法改正が必要になると思えますが、この点はいかがでございますでしょうか。

○政府委員(竹尾式君) ちよつと聞きそこなつたので……。

○湯山勇君 法律ができるときの建前から申しまして、法を改正しなければ私立学校へは出せないということになるのじゃないかと思うんですが、法改正は御用意になっておられますでしょうか。

○政府委員(竹尾式君) ごもつともなお尋ねてございまして、これは法律の改正を必要とするという意見も非常に強いのでございますけれども、いろいろ中で操作できるかどうかということも検討したのですが、このままでもできないことはないという結論に達しまして、その点は大蔵省も了承しているのじゃないかと考えております。しかしながら、何と申し上げても、これは法改正をするのが建前なのでござい

まして、これはまあここまで申し上げていいか悪いか存じませんが、大蔵省としては法改正には反対なようでございますが、もともこれは議員立法でございまして、もとも議員の方からこれを出されるということに対しては、これは議員の権限でございますので、その点まで私どもはとやかく申し上げる筋合いではない、こういうふうにご考慮を願います。

○委員長(飯島連次郎君) 速記をとめて。

○委員長(飯島連次郎君) 速記を始めて。

ではきょうはこれで散会いたします。

午後三時三十分散会

二月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、市町村教育委員会廃止等に関する請願(第二九一号)

一、学校教職員の定数増員等に関する請願(第三四九号)

一、学校保健法制定に関する請願(第三二六四号)

一、国立点字出版所設立等に関する請願(第三二七二号)

第二九一号 昭和三十一年一月三十日受理

市町村教育委員会廃止等に関する請願

請願者 福岡県嘉穂郡穂波村嘉穂郡町村長会内 西田 祥盛

紹介議員 小松 正雄君

教育委員会が市町村に全面的に設置されてから既に三年になるが、この制度は、町村行政を二元化するばかりでな

く、窮迫せる町村財政に過重な負担となつて現状であるから、教育委員会の即時廃止を断行せられると共に、地方財政確立と合併町村育成強化のため、地方行政事務の再配分とこれに対応する税源の配分調整措置を講ぜられたいとの請願。

第三四九号 昭和三十一年二月一日受理

学校教職員の定数増員等に関する請願

請願者 山形市旅籠町県庁内山形県地方教育委員会協議会内 岩堀庄作外二名

紹介議員 海野 三朗君

山形県においては、財政の危機を切り抜けるため教育費と教員数を減らす計画を擧げておられるが、養護教員もいないへき地の学校がある現状において、教員の減員は、憂慮すべきものであるから、本県教育の伸展のためむしろ教員定数の増加を図られたいとの請願。

第三六四号 昭和三十一年二月三日受理

学校保健法制定に関する請願

請願者 福井県坂井郡金津町滝坂本豊外二名

紹介議員 小嶋 治和君

全国学校保健会、学校健康教育懇談会、全国学校保健推進協議会連合会は、教年来学校保健法制定促進に努めてきたのであるが未だその表現を見ないのは遺憾である。学校における健康管理に関する法規としては、学校身体検査規程(省令)、学校伝染病予防規程(省令)、教員保健所令(勅令)等があるが、これらはいずれも時代的ずれが大

きく不徹底、不完全なものであるから、学校保健に関する単独法を制定されると共に、保健主事、学校医、学校歯科医等の身分、待遇等に法的裏附を与へ併せて健康保険組合制度などによる全国児童生徒の健康の保全並びに傷害の補償等に万全の措置を講ぜられたいとの請願。

第三二七二号 昭和三十一年二月三日受理

国立点字出版所設立等に関する請願

請願者 福岡市二見町二福岡県立福岡盲学校内 笹川 吉彦外四名

紹介議員 吉田 法晴君

点字書は数が少い上に一般書物よりも高価であり、ことに専門書においてはとくにその数が少く高価で盲人にとつてはなほ不利な実状にあるから、国立点字出版所の設立を実現せられたいとの請願。

く、窮迫せる町村財政に過重な負担となつて現状であるから、教育委員会の即時廃止を断行せられると共に、地方財政確立と合併町村育成強化のため、地方行政事務の再配分とこれに対応する税源の配分調整措置を講ぜられたいとの請願。

きく不徹底、不完全なものであるから、学校保健に関する単独法を制定されると共に、保健主事、学校医、学校歯科医等の身分、待遇等に法的裏附を与へ併せて健康保険組合制度などによる全国児童生徒の健康の保全並びに傷害の補償等に万全の措置を講ぜられたいとの請願。

昭和三十一年二月十七日印刷

昭和三十一年二月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局